

平成25年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況 正誤表

	番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成26年7月1日現在)	今後の方針
	正	20	55	税制課	指摘	課税保留はあくまで、一時的な処理であるため、実態調査を積極的に進めて、課税保留の解消を図る必要がある。また、課税保留後5年経過した場合は、軽自動車税課税保留基準に従って、軽自動車税システム上、廃車処理を行う必要がある。	原付等の納税義務者が転出した場合や、死亡した場合に通知を発送し、転出先市町村での手続や廃車・名変の手続を促し、課税保留件数の減少に努めている。課税保留後5年経過した車両の廃車処理については、情報システム課でのバッチ処理が行えなかったことから、現在1件ずつ手入力での処理を進めており、8月末までの完了を目指している。

	番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成26年7月1日現在)	今後の方針
	誤	20	55	税制課	指摘	課税保留はあくまで、一時的な処理であるため、実態調査を積極的に進めて、課税保留の解消を図る必要がある。また、課税保留後5年経過した場合は、軽自動車税課税保留基準に従って、軽自動車税システム上、廃車処理を行う必要がある。	左記のとおり措置済み。